



専門家があなたの住まいのお悩みを解決！

横浜市空家無料相談会を開催します！

本市では、不動産、法務、建築などの専門家団体等と「空家等対策に関する協定」を締結し、空家等対策を連携して進めています。

このたび、**空家無料相談会を青葉区役所で開催**しますので、お気軽にご参加ください。

なお、本相談会は、個別相談とセミナーの同時開催であり、ご希望に応じた参加が可能です。

1 相談会の概要

- <日時> 令和2年3月24日(火) 10:00~14:00 **中止いたします。次回開催時期は未定です。**
- <場所> 青葉区役所4階会議室—東急田園都市線「市が尾駅」から徒歩約8分
- <対象> 市内に空家を所有している方、市内の空家の活用を検討している方 等
- <相談例> ・相続で苦勞をかけたくないので、今のうちに不動産を整理しておきたい！
・思い出の詰まった家なので手放したくないが、空家になったらどうすれば？ 等

2 相談会の内容

まずは専門家の話をじっくり聞いてみたい方は…

セミナー 各回とも定員40名(予約先着順)

●弁護士による相続セミナー(10:00~10:30)

講師 神奈川県弁護士会 大河内頼基氏

●不動産の終活(11:00~11:30)

講師 神奈川県土地家屋調査士会 上田尚彦氏

●空家・住まいの管理と耐震診断(12:00~12:30)

講師 横浜市建築士事務所協会 田中行弘氏

●相続に関する税金の基礎知識(13:00~13:30)

講師 東京地方税理士会 須藤尚志氏

具体的な相談にのってほしい！という方は…

個別相談 定員50組(予約先着順)

希望する専門家と1対1で個別相談(30分間)が可能です。

10:00~14:00の間で、ご希望の時間帯を予約できます。

〈相談できる内容〉

相続、行政手続、不動産、境界の調査、建物の耐震性、空家の地域活用、税金 等

3 相談会の申込方法

<予約期間> 令和2年3月11日(水)~3月23日(月)

<予約方法> FAX、横浜市電子申請サービス、電話のいずれかで申込 ※詳細はチラシを参照

4 相談できる専門家団体

神奈川県弁護士会、神奈川県行政書士会、(公社)全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部、神奈川県土地家屋調査士会、(一社)横浜市建築士事務所協会
(特非)横浜プランナーズネットワーク、東京地方税理士会

※当日に取材を希望される場合は、3月23日(月)17時までに建築局住宅政策課へご連絡ください。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917